

病理専門医研修認定施設認定審査細則

平成 26 年 11 月 20 日改正
平成 27 年 3 月 17 日一部改正

1. 日本病理学会は、人体病理学を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設（大学を含む）を、日本病理学会研修認定施設（以下「認定施設」という。）として認定する。
2. 上掲認定施設の認定の実務は、病理専門医制度運営委員会施設審査委員会が行う。
3. 認定施設の認定基準は、次のとおりとする。
 - (1) 人体病理学を研修する者各人が 3 年間に著しく片寄らない剖検 30 例、同じく生検 5,000 件をみずから経験し研修するに十分な条件を備えていること。
 - (2) 上記の条件を満たす事項として以下が顧慮される。
 - (イ) 年間剖検数（日本病理剖検輯報収録剖検例 30 例以上）
 - (ロ) 年間生検数（1,500 件以上）
 - (ハ) 細胞診業務の実施状況
 - (ニ) 臨床病理検討会（CPC）の開催状況
 - (ホ) 剖検・生検資料の保管状況
 - (ヘ) 病理診断業務に関する精度管理状況
 - (ト) 病理業務関係要員、施設・機器などの整備状況
 - (チ) 研究・研修用図書の実備状況
 - (3) 病理専門医研修指導責任者となりうる病理専門医研修指導医が専任していること。
4. 認定施設を A、B 及び S に区分する。
 - (1) 上記 3 (2) の (イ) から (チ) までの全ての条件を満足する施設を認定施設 A とする。
 - (2) 上記 3 (2) の (イ) あるいは (ロ) の要件に欠ける施設は、認定施設 B とする。
 - (3) 小児病院、神経病院などの症例の片寄りがあり、上記 3 (1) の要件に欠ける施設は、認定施設 S とする。ただし、他の施設との共同のカリキュラムを編成し、日本病理学会に届け、承認を受けた場合は、認定施設 A とする。
5. 認定施設の認定を受けようとする病院は、所定の用紙に必要な事項を記入し、これを添えて病院長より日本病理学会に出願するものとする。
6. 認定の期限は 2 年とし、引き続き認定施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て認定を更新する。
7. 認定期間中であっても、基準に満たない事項が生じた場合には認定を取消すことがある。
8. 認定施設は、病理学的業務にかかわる実績を毎年日本病理学会に報告しなければならない。
9. 認定施設年報の要旨は、日本病理剖検輯報に掲載し、公表する。
10. 認定施設認定申請書、認定施設年報の様式は、別に定める。
11. この細則の改廃は、病理専門医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附則

1. この細則は、平成 11 年 1 月 7 日から施行する。

附則

1. この細則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1.この細則は、平成13年11月26日から施行する。

附則

1.この細則は、平成14年7月8日から施行する。

附則

1.この細則は、平成17年11月16日から施行する。ただし、平成18年4月1日から適用する。

附則

1.この細則は、平成26年11月20日より施行する。

附則

1.この細則は、平成27年3月17日より施行する。